

2017 年 4 月 14 日

監査法人との連携

発表者 五艘洋司
木下博之
松下洋二
コーディネータ 尾崎 徹

コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、会社法においては監査役等の機能強化が行われてきており、他方、不正な財務報告に対する監査人の対応を強化するため監査基準が改訂されてきた。特に、経営者が関与する不正な財務報告を防止し、適切に対応するためには両者の連携が重要である。監査人が遵守すべき監査基準においても、「監査人は、監査の各段階において、監査役等と協議する等適切な連携を図らなければならない。」(監査基準第三実施基準―基本原則7)と規定され、また、日本監査役協会の監査役監査基準においても、会計監査の適正性及び信頼性の確保のために監査役が果たすべき職責が規定され、会計監査人との適切な連携を図るべきことが明確にされている。

また、会計監査人の選解任に関する議案を監査役または監査役会が決定することとされたこと、および、会計監査人の評価基準・選定基準には、品質管理についての評価が重要でありその影響からか監査法人の説明がより細かになっていると感じられる。そこで、当社の監査法人との連携等について監査計画説明書での実例を挙げてみました。

I. 会計監査人の「監査及び四半期レビュー計画説明書」における記載内容の変化について

1. 監査計画書のページ数が増加(全体のページ数前期 26 ページ、当期 58 ページ)したこと、及び、今回の変更点を監査法人に聞いたところ

法人内の事情(金融庁、会計士協会、法人内の監査での指摘)により、ページ数(内容)が増加してきた。

(金融庁 40～50 社、会計士協会 40～50 社、法人内 180 社)

(1) 重点項目

・監査役(特に社外)とのコミュニケーション

・事業部長とのコミュニケーション

・経営者とのコミュニケーションは期首・期中の2回行う。

※上記は東芝の件を受けて変更(特に事業部長とのコミュニケーション)

(2) 経営者等とのコミュニケーションに関する実施方針

	全般的な監査戦略及び詳細な監査計画の策定		監 査 の 総 括 及 び 監 査 報 告	計画実施回数
	企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価	リスク対応手続の実施		
代表取締役社長	●		●	年2回
財務担当役員	●	●	●	年7回
事業担当役員		●		年1回
コンプライアンス・法務部門	●	●		年2回
内部監査部門	●			年3回

Ⅱ. 監査及び四半期レビュー計画説明書における監査役会とのコミュニケーション**1. 監査役会との協議事項**

- ・内部監査を利用する程度、及び会計監査人と内部監査人が効果的かつ効率的に連携して業務を行うための方法
- ・監査役会として検討している当期の重点事項等
 - ・企業目的及び戦略並びにこれらに関連して重要な虚偽表示リスクとなる可能性のある事業上のリスク
 - ・監査役会が、監査の実施中に特別に留意することが必要と考える事項、及び追加手続の実施を要請する領域
 - ・規制当局との間のコミュニケーションのうち重要な事項
 - ・監査役会が財務諸表監査に影響を与える可能性があると考ええるその他の事項
- ・以下の項目に対する監査役会の対応計画
 - ・内部統制の整備運用状況
 - ・不正の発見又はその可能性
 - ・会計基準等の動向
 - ・前期に監査人が指摘した事項

2. 監査役会への質問事項

- ・監査役が企業に影響を及ぼす不正、不正の疑い又は不正の申立てを把握しているかどうか
- ・企業がその他の法令を遵守しているかどうか(監査役等へ質問をすることが適切と判断した場合)
- ・企業に重要な影響を及ぼす関連当事者または関連当事者との取引を認識しているかどうか
- ・関連当事者または関連当事者との取引で懸念されていることがあるかどうか

3. その他の事項

・日本監査役協会から2015/11/10に出された「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に以下の記載があります。こちらについても、監査の実施を通じて共有すべき事項が発生した場合には速やかにご報告いたします。

第4 監査役とのコミュニケーション「関連する確認・留意すべき事項」

- ・会社が採用している会計方針や会計上の見積り(固定資産の減損、繰延税金資産の回収可能性、貸倒引当金など)の合理性
- ・事業計画等の将来予測の合理性
- ・残高確認書の発送額と回答額との間に差額が発生した場合の監査手続
- ・関連当事者との取引に係る監査手続
- ・不正が発生しやすい領域、形態とそれに対応する監査手続
- ・特に期中で議論となった、会計処理等の事項や見解の差異が生じた事項

4. 取締役の職務執行について

当監査法人が、その職務を行うに際して取締役の職務執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、「会社法」397条第1項及び第3項に基づき、監査役会に報告します。また、「金融商品取引法」第193条の3第1項に規定する重大な事実があることを発見したときは、「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」第7条に基づき、監査役会に通知します。

5. その他随時実施するコミュニケーションについて

上記のほか、日本公認会計士協会の品質管理基準委員会報告及び監査委員会報告書に基づき、特定の事項が生じた場合には監査役会と適宜コミュニケーションを行います。

監査役会とコミュニケーションが必要となる主な項目

- ・財務諸表監査における不正(監査基準委員会報告書 240)
(不正リスク基準に対応するコミュニケーションを含む)
- ・監査事務所の品質管理システムの外部のレビュー又は検査の結果(監査基準委員会報告書 260)
- ・内部統制の不備(監査基準委員会報告書 265)
- ・監査の過程で識別した虚偽表示(監査基準委員会報告書 450)
- ・関連当事者に関する重要な事項(監査基準委員会報告書 550)
- ・後発事象(監査基準委員会報告書 560)
- ・継続企業の前提への重要な疑義(監査基準委員会報告書 570)

6. マネジメントレターの発行について

監査の実施過程において、会社の業務及び当該業務に含まれる内部統制に関連して改善課題が識別された場合、当該事項及び具体的な改善提案をマネジメントレターとして文書化し、監査役会及び経営者等とコミュニケーションを行います。マネジメントレターに記載した事項についてはその改善状況について継続的にモニタリングを実施していきます。

Ⅲ. 当社での監査法人との連携

1. 監査法人との報告等

内容	実施時期	参加者等
次年度の監査契約の提案	5月	財務
監査契約の締結	7月	財務
経営者とのディスカッション	9月、3月	社長、財務担当役員
事業概況説明	7月、10月、1月、4月	企画・財務担当役員、部長
支店長・事業部長とのディスカッション	支店往査時	支店長他
社外監査役とのディスカッション	支店往査時	監査役
監査計画の説明及び監査役会との協議	8月	監査役、監査役事務局
経営者確認書・四半期レビュー報告書(会社法)	8月、11月、2月、5月	
経営者確認書・監査報告書(金商法)	6月	
四半期レビュー・監査結果説明(会社法)	8月、11月、2月、5月	監査役、監査役事務局
監査結果説明(金商法)	6月	監査役、監査役事務局
三者間ミーティング(会計監査人、監査役、監査室)	8月、11月、2月、5月	監査役、監査室
会計監査人の職務遂行に関する監査役への報告	6月	監査役、監査役事務局
監査法人に品質管理体制の説明	6月	監査役、監査役事務局
日本公認会計士協会による品質管理レビュー結果報告	6月	監査役、監査役事務局

- ※ 1. 支店・事業所の往査は8月から3月にかけて行う。随時7支店およびグループ会社10社程度
(監査役は、原則、講評に立ち会う)、
2. 内部統制監査は主に8月から6月

2. 監査法人と監査役とのコミュニケーション(監査契約説明書中の監査役との関連事項)

(1) 7月にて「監査及び四半期レビュー計画説明書」の説明を受ける。

① 監査及び四半期レビューの概要

ア. 監査及び四半期レビューの目的

a. 会社法監査(会社法第436条第2項第1条及び第444条第4項に基づく監査)

計算書類、連結計算書類

※監査役の監査も併せて受ける

b. 金融商品取引法監査(金融商品取引法第193条第1項に基づく監査)

財務諸表、連結財務諸表

※公認会計士又は監査法人による財務諸表に関する監査証明

c. 内部統制監査(金融商品取引法第193条第2項に基づく監査)

※公認会計士又は監査法人による内部統制報告書に関する監査証明

d. 四半期レビュー(金融商品取引法第193条第1項に基づく四半期レビュー)

※四半期連結財務諸表及び注記に対する監査法人の結論を表明することを目的として

イ. 監査報告書の提出時期

a. 会社法に基づく「独立監査人の監査報告書」

取締役会宛て 平成 27 年 5 月中旬

監査役会宛て 同上

b. 監査結果説明書

監査報告書の提出にあたり、監査の概要及び結果に関する説明書を取締役会及び監査役会宛てに提出する予定

c. 不正リスク対応基準への対応.

不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断した場合及び不正又は不正の疑いに経営者の関与が疑われる場合には、監査役会に報告し、監査を完了するために必要となる監査手続きの種類、実施時期及び実施範囲について協議する。

(2) 監査役会とのコミュニケーションの実施状況

- ① 8 月上旬、11 月上旬、2 月上旬に四半期レビュー報告及び5月に監査結果の報告を受ける。
(必要に応じて、随時報告・相談の実施し、監査期間中には、監査法人より監査状況の説明を受ける。)
- ② 会計監査人の往査(事業所・子会社等)時の講評に立会い、必要に応じて意見を述べる。
(非常勤監査役も、年間1事業所に出向く。また、監査役会開催時には監査の結果報告を行う。)

(3) 監査法人の職務の遂行に関する監査役会への報告

会社計算規則 131 条に基づき、会計監査人の職務の遂行に関し監査役に報告すべき事項は、下記のとおりです。

- ① 独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規定の遵守に関する事項
 - ア. 職業倫理
 - イ. 独立性
 - ウ. ローテーションの方針及び手続
- ② 監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項
- ③ 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項
 - ア. 監査の実施と審査体制
 - イ. 監査実施者の採用、教育・訓練・評価及び選任
 - ウ. 品質管理システムの監視

(4) 監査法人の品質管理体制の説明(監査計画説明時)

第一四半期レビュー結果報告時に説明を受ける

IV. コーポレートガバナンス・コード関連

3-2① 監査役会の対応

- i) 外部監査人候補を適切に選定し、適切に評価するための基準策定
- ii) 外部会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについての確認

A. 監査役会は外部会計監査人との意見交換や監査実施状況等を通じて、独立性と専門性の有無について確認を行っております。監査役会は外部会計監査人を適切に評価するための基準を策定しています。また、監査活動の適切性・妥当性の評価にあたって、監査役は経営執行部門から会計監査人の活動実態について報告を聴取するほか、自ら事業年度を通じて、会計監査人から会計監査についての報告聴取、現場立会いを行い、会計監査人が監査品質を維持し適切に監査しているか評価を行っています。なお、独立性・社外監査役の独立性については、東京証券取引所が定める独立性に関する基準に従っており、専門性については経歴から問題はないものと認識しております。

3-2② 取締役会及び監査役会の対応

- i) 高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保
 - ii) 外部会計監査人から CEO・CFO 等の経営陣幹部へのアクセス(面談)の確保
 - iii) 外部会計監査人と監査役(監査役会への出席含む)、内部監査部門や社外取締役との十分な連携の確保
 - iv) 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の会社側の対応体制の確立
- A. i) 当社は外部会計監査人と事前協議のうえ、年度監査計画を策定しており、十分な監査時間の確保しております。
- ii) 外部会計監査人から代表取締役及び特定取締役との面談を定期的の実施しております。
- iii) 外部会計監査人と監査役会及び内部監査部門の三者ミーティングを定期的の実施しております。社外取締役は社外役員懇談会において監査役を通じ、外部会計監査人との連携を図っております。
- iv) 外部会計監査人の監査による指摘事項フォローアップ報告により担保されております。また、不備・問題点があった場合などは、各業務執行取締役が中心となり、調査・是正を行い、その結果報告を行う体制としております。

V. 会計監査人の交代

監査法人間の引継

- ・新日本監査法人内での監査計画説明書の内容は、どの部門の基本的にすべて同じ
- ・引継ぎの日数……当社程度の規模だと、3 人から 5 人で 5 日程度
- ・データで引継ぎは行わない。口頭での説明をパソコンに入力する。
- ・守秘義務があるので聞かないといけない。(業績、不正、……)
- ・継続企業に問題があると契約できない。(時価評価)
- ・独立審査担当社員……リスクの検討、重要事項
- ・意見審査
- ・契約審査